平成２１年（フ）第５２４号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字池端52番地
債務者　寺西　　仁
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新海　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２６８号
愛知県一宮市開明字流80番地３
債務者　江嵜　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０７号
青森県八戸市湊高台２丁目13番13号　イーストハイツＡ103
債務者　佐藤美穂子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
青森県八戸市青葉３丁目31番23号　アーバンハイムスエヒロＡ号室
債務者　守野　順子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
青森県三戸郡南部町大字赤石字上ノ平２番地
債務者　澤村　文成（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
青森県八戸市小中野１丁目４番42号
債務者　大久保有希子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
青森県八戸市大字新井田字朴木沢10番地７
債務者　山田　繭子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
青森県八戸市岬台４丁目３番１―15号　県営住宅
債務者　伊藤　美雪
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
埼玉県入間市大字新久969番地18
債務者　勝又　英美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４０５号
埼玉県飯能市大字平松196番地２
債務者　中村　和久
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４１４号
埼玉県入間市高倉２丁目７番12号
債務者　石上　陽介
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４３号
北海道北見市川沿町149番地16
債務者　新岡　尚彦
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
青森県十和田市西二十三番町７番16号　１号
債務者　橋場　里子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１０６号
青森県三沢市東岡三沢３丁目41番地290号
債務者　吉田　　恵
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１０９号
青森県上北郡おいらせ町牛込平51番地８
債務者　川口　　光
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第３８４号
埼玉県所沢市中富南３丁目12番地の１　スリーコートＢ―201
債務者　照井　　学
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３９６号
埼玉県所沢市東所沢３―６―９　セピアコートＡ101、住民票上の住所茨城県石岡市石川1297番地
債務者　加藤　一美
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部